

## 仕 様 書

1 件 名 令和7年度北熊本駐屯地で使用する電気 (再エネ比率30%)

### 2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地  
熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17番1号
- (2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

### 3 仕 様

#### (1) 電気方式、標準電圧、周波数

- ア. 供給電気方式 : 交流3相3線式
- イ. 供給電圧 (標準電圧) : 22,000V
- ウ. 計量電圧 (標準電圧) : 22,000V
- エ. 標準周波数 : 60Hz
- オ. 受電方式 : 2回線受電 (常時・予備電源)
- カ. 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

#### (2) 契約電力、予定使用電力量等

- ア. 契約電力 常時電力 : 2,350kW  
予備電源 : 2,350kW

契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。また予備電源とは、常時供給設備等の補修・点検または事故により常時電力の供給が困難な場合に、常時供給設備とは異なった変電所設備から電力の供給を受けるものとする。

- イ. 令和7年度予定使用電力量 : 7,092,400kWh  
(月別の予定使用電力量等は、別紙第1のとおり)

#### (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率30%以上とすること。

参照：別紙第2「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第3を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

#### (4) 契約 (使用) 期間

自 令和7年 4月 1日 00:00時  
至 令和8年 3月 31日 24:00時

#### (5) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24:00時に検針を行うものとする。

- ア. 計量装置 電力需給用複合計器 (通信機能付)
- イ. 自動検針の有無 有
- ウ. 検針方法 遠隔自動検針

- (6) 需給地点  
常時電力・予備電源ともに需要場所の構内1号柱において、陸上自衛隊北熊本駐屯地（以下甲という）が設置した区分開閉器の電源側接続点。
- (7) 計量地点  
甲の受電所内に甲が設置した受電用真空遮断器の負荷側。
- (8) 電気工作物の財産分界点  
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点  
需給地点に同じ。

#### 4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中100%を保持する予定。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 太陽光発電設備（3kVA）1台、非常用自家発電設備5台（500kVA×1台・150kVA×1台・45kVA×1台・30kVA×1台・10kVA×1台）を有している。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州電力株式会社が定める標準供給条件によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他を計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ア. 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット、使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - イ. 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ウ. 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

### 予定使用電力量等内訳

	最大需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	使用電力量の内訳 (kWh)			力率 (%)
			昼間電力量	夜間電力量	ピーク時間電力量	
7年 4月	920	395,700	236,000	159,700	——	100
7年 5月	1,128	403,700	225,100	178,600	——	100
7年 6月	1,776	601,300	373,500	227,800	——	100
7年 7月	2,185	853,500	402,700	355,000	95,800	100
7年 8月	2,048	855,000	395,600	364,300	95,100	100
7年 9月	2,032	794,800	355,900	351,700	87,200	100
7年 10月	1,520	522,300	309,900	212,400	——	100
7年 11月	1,392	416,900	247,400	169,500	——	100
7年 12月	1,632	566,900	324,600	242,300	——	100
8年 1月	1,744	591,700	325,000	266,700	——	100
8年 2月	1,656	567,900	327,800	240,100	——	100
8年 3月	1,280	522,700	304,400	218,300	——	100
合計	——	7,092,400	3,827,900	2,986,400	278,100	——

夏季 …毎年7月1日から9月30日までの期間をいう。

その他季 …毎年10月1日から翌年6月30日までの期間をいう。

ピーク時間電力量 …夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。ただし日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間で使用する電力量を除く。

昼間電力量 …毎日、午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。ただし、ピーク時間ならびに日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。

夜間電力量 …ピーク時間および昼間時間以外の時間で使用する電力量。

## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA<sup>(※)</sup>」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

<b>自家発電</b>
1. 企業が保有する発電設備による発電
<b>購入電力</b>
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>



二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（※2）、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- ※2 令和5年度の二酸化炭素排出係数については本仕様書作成時点では未公開であり、環境省によると3月公開予定としているため、最新の令和4年度の二酸化炭素排出係数をもって判断の資料とする。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

## 各用語の定義

用 語	定 義
①令和 4 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和 4 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 4 年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
②令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 5 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和 5 年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和 5 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 5 年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>②令和5年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) <math display="block">\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100</math></p> <p>令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) =</p> <p>① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh))</p> <p>② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥令和5年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li><li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li></ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定</li></ul>
-----------------------------------	---

適合証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官  
陸上自衛隊北熊本駐屯地  
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

2 令和5年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和4年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。